

琉球ゴルフ倶楽部 ゴルフ場利用約款

令和 7 年 10 月 1 日改定

第 1 条（本約款の適用）

琉球ゴルフ倶楽部(以下、「本ゴルフ場」といいます)をご利用いただくすべてのお客様（会員、非会員を問いません）は、本約款および本ゴルフ場の規約等にご同意いただいた上で、安全で快適なプレーをお楽しみくださいますようお願いいたします。

第 2 条（利用の登録および利用契約の成立）

1. 本ゴルフ場の利用契約はご来場当日、フロントでの所定の署名簿へのご本人の署名または自動チェックイン機で受付を完了していただくことにより成立いたします。
2. お客様はプレー予約時間の 30 分前までに前項の受付を済ませていただくようお願いいたします。なお 30 分前までにご来場いただけなかった場合には、スタート時間を変更、もしくは同伴者のみ先にスタートし、遅刻者は途中から合流していただくことがあります。その場合でも、プレー料金は所定の額を申し受けます。
3. 混雑状況やその他本ゴルフ場の判断により、上記の対応が困難になる場合は、第 3 条 2 項の規定に基づきキャンセルとして取り扱い、第 6 条の規定に基づき割増料金およびキャンセル手数料を申し受けますので、予めご了解ください。

第 3 条（利用、利用継続の拒絶、利用契約の解除）

次のいずれかに該当するとき、本ゴルフ場ではご利用を断り、または成約済みの契約を解除させていただき、本ゴルフ場の利用又は利用の継続をお断わりする場合があります。

1. 事前に予約していないとき
2. 遅刻により予約時間の 30 分前までにプレーの受付を完了していないとき
3. 反社会的勢力の構成員又はその関係者であると発覚したとき、または本ゴルフ場が認めたとき、および反社会的勢力の関係者を同伴または紹介により入場させたとき
4. 公序良俗に反する行為をしたとき（トイレ以外での立小便等の排泄行為等）、またはその虞があると本ゴルフ場が判断したとき
5. 入れ墨（タトゥー）が露出した状態で本ゴルフ場を利用したとき
6. 天災、事故その他やむを得ない事情により本ゴルフ場を閉鎖、若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき
7. ゴルフのルールやマナー違反に対する警告に従わなかったとき又はスロープレーの改善がみられないとき
8. 他のお客様への迷惑行為があったとき
9. 偽名又は他人名義での利用契約が確認されたとき
10. 伝染病にかかっていると認められたとき
11. スタッフに対するハラスメント行為が認められたとき
12. 無断で乗用ゴルフカートを運転し、コースに乗り入れたとき（第 13 条 6 項の緊急時は除く）
13. その他、本約款に違反したとき、並びに本ゴルフ場のご利用が不適切であると認められるとき

第 4 条（利用の拒絶・解除に関する免責）

前条に該当するお客様に対し、ご利用をお断りした場合、または契約を解除した場合、本ゴルフ場は返金や損害賠償等の責任を負わないものといたします。ただし、天災などが原因でプレーが不可能になった場合の料金の取り扱いにつきましては、本約款第 23 条（サスペンデッド料金）等の規定に基づき対応いたします。

第 5 条（予約の申し込みおよび予約代表者の責務）

1. 本ゴルフ場のご利用にあたっては、必ず 1 組 2 名様以上でのご予約をプレー希望日の前日までにお願いいたします。
2. ご予約をなさる際には、氏名、人数、予約代表者の電話番号を明らかにした上でお申し込みください。
3. プレー日の 1 週間前までに、組数および全プレーヤーの名前を確定し、本ゴルフ場まで連絡をお願いいたします。
なおプレー希望日から 6 日以内のご予約につきましては、予約時に本ゴルフ場へご確認ください。
4. 予約代表者は、同伴利用者が本ゴルフ場に対して負担する全ての債務について、連帯して保証するものとさせていただきますので、予めご了解ください。

5. 予約代表者は、同伴利用者に対し本約款の内容を知らせるようお願いいたします。

第6条(予約の変更及びキャンセル手数料)

ご予約後に組数や人数の変更が生じた場合は、速やかに本ゴルフ場までご連絡をお願いします。
プレーヤーの人数が減る場合は、本ゴルフ場が別途定める割増料金を申し受けますので、予めご了解ください。
またプレー日直前のキャンセルにつきましては、以下のキャンセル手数料（不課税）を申し受けますので、予めご了解ください。

1. プレー当日のキャンセル：グリーンフィの100%
2. プレー前日から4日前までのキャンセル：グリーンフィの50%
3. プレー5日～7日前までのキャンセル：グリーンフィの25%

なお沖縄県外または県内離島から来場予定のお客さまで、予約日当日の飛行機が欠航または大幅遅延した場合はキャンセル料は申し受けません。

第7条（貴重品の保管）

1. 貴重品は、お客様ご自身で貴重品ロッカーにお入れいただき、ご自身の責任で管理をお願いいたします。なお貴重品ロッカーのご利用の有無にかかわらず、貴重品の盗難や紛失、その他事故については、本ゴルフ場の故意または重大な過失がある場合を除き、責任を追いかねます。
 2. 貴重品ロッカーの利用期間は1日単位とし、2日間にまたがる利用は出来ません。なお、本ゴルフ場の営業終了時には全ての貴重品ロッカーを解錠させていただきますので、予めご了解ください。
 3. 貴重品ロッカーの開閉に使用するカードホルダー（ロッカーキー付き）は責任を持ってお取り扱いいただき、清算時にご返却ください。カードホルダー（ロッカーキー付き）を紛失、破損した場合は、直ちにフロントまでお知らせください。なお、その際には実費を請求させていただきます。
 4. 本ゴルフ場では、フロントで貴重品をお預かりするサービスは行っておりません。
なお貴重品以外のお荷物をフロントにお預けをご希望されるお客様は、所定の用紙に、ご自身の氏名を署名したうえで
お預けください。その際、必ず預かり証をお受け取りください。
 5. 貴重品以外のお荷物をフロントへ預けたお客様は、預かり証と引換えにお荷物の返却を受けてください。
預かり証を紛失された場合は、直ちにフロントまでお知らせください。その際、お荷物の中身を確認させていただく
場合がございます。
- なお預かり証を紛失された場合、顔写真入りの身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）にて、
ご本人確認ができない場合は、お荷物の返却をお断りすることがございます。
6. カードホルダーや預かり証の盗難や紛失に伴う、貴重品およびお荷物の盗難や紛失等につきましても、本ゴルフ場の
故意または重大な過失がある場合を除き、本ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、予めご了解ください。

第8条（駐車場の利用）

1. 車両でご来場のお客様に対し、所定の駐車場を無償で提供いたします。
2. お客様は、ご自身の責任で、駐車場内の所定スペースに車両を正しく駐車するようお願いいたします。
なお所定のスペースに正しく駐車されておらず、他のお客様のご迷惑になると本ゴルフ場が判断したときは当該車両を
レッカー移動させていただく場合がございますので、予めご了解ください。
3. 駐車場における車両の盗難、毀損、車両内の盗難又は自動車事故によって生じた損害につきましては、本ゴルフ場に
故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いませんので、予めご了解ください。

第9条（宅配便の事故）

宅配便によるゴルフバッグ等の物品の受領、保管、発送等においての破損、紛失および盗難等につきましては、本ゴルフ場の故意または重大な過失がある場合を除き、本ゴルフ場は一切の責任を負いませんので予めご了解ください。

第10条（服装、靴）

ゴルフにおけるエチケットに則った適正な服装での来退場およびプレーをお願いいたします。

1. ご来場およびお帰りの際は、タンクトップやジャージ、作業着、水着、サンダルはご遠慮ください。
2. プレーの際は、襟付きシャツ、タートルネック、ハイネック、モックネックシャツをご着用ください。
Tシャツやタンクトップ、ジャージ、作業着、ジーンズ、水着、またメタルスパイクやサンダル風ゴルフシューズ等、ゴルフ場にふさわしくない服装、履物でのプレーは禁止させていただきます。

第11条（危険防止及びエチケットの遵守）

ゴルフプレーに伴う事故を未然に防止するため、以下の各事項をお守りいただくようお願いいたします。

1. 素振りはティーイングエリアなどの指定された場所で行い、それ以外の場所で行わないでください。
素振りをする際は、常に周りに注意し、他の人にクラブが接触しないよう注意してください。
2. 打順以外のプレーヤーはティーイングエリアに立ち入らないでください。
3. ボールを打つ際は、先行組に打ち込まないよう十分注意してください。たとえキャディ又はフォアキャディから合図があつた場合でも、ご自身の飛距離を考慮し、最善の注意を払ってください。
なお、打球事故、素振り、池や崖への転落など、お客様の過失によって生じた事故については、お客様ご自身に賠償の責任を負担していただくことになり、本ゴルフ場の保険は適用されません。
4. 隣接ホールへ打ち込んだ場合は、当該ホールのプレーヤーに合図を行い、同プレーヤーの邪魔にならないように配慮した上で、速やかにボールの回収またはプレーを続行してください。
5. 後続組に先行して打たせる場合は、先行組のプレーヤーは後続組全員のプレーヤーが打ち終わるまで、安全な場所に待避してください。
6. 同伴プレーヤーが打つ際には、その前方に出ないよう注意してください。互いにエチケットを守り、他のプレーヤーの打球に常に注意を払い、安全にプレーするよう心がけてください。
7. ホールアウト後は速やかにグリーン上から離れ、後続組の打球に注意しながら、次のホールへ移動してください。
8. プレー中及びホールアウト後のショット、アプローチ、パッティング等の練習ストロークはご遠慮ください。
9. ディボット跡への目土、グリーン上のボールマークの修復にご協力ください。
10. ハーフラウンドは2時間15分以内を目安とし、先行組と間隔が開かないよう、スムーズなプレーの進行にご協力ください。また、ボールを探す時間は3分以内をお願いいたします。
11. ゴルフ場内には滑りやすいところが多くありますので、プレー中は足元に充分ご注意ください。特に雨上がりや朝露、霧の影響等で地面が濡れている場合は、より注意をした上でプレーをお願いいたします。

第12条（サブバッグの利用）

本ゴルフ場は、原則、サブバッグ（セルフスタンドバッグ）の利用を禁止させていただきます。

なお、以下の場合、サブバッグの利用を認める場合があります。

1. 本ゴルフ場がセルフプレーをお客様にお願いしたとき
2. 会員からサブバッグ利用の申し出があつたとき

サブバッグをご利用の際は、乗用ゴルフカート後方のカゴに掛けないようお願いいたします。

またグリーンおよびグリーン周辺にサブバッグのスタンドを立てないようお願いいたします。上記が原因で、乗用ゴルフカートおよび芝が損傷した場合は、お客様に賠償責任が生じますので予めご了解ください。

第 13 条（乗用ゴルフカートの利用）

本ゴルフ場はキャディが運転する乗用ゴルフカートでのプレーをお願いしています。キャディ以外の運転は原則禁止させていただいていますが、プレーの進行上、お客様に運転をお願いする場合があります。

カートをご利用される際は、以下の事項をお守りいただくようお願いいたします。

1. 走行中は必ずアームレスト、アシストグリップ等につかまり、身体や用具等がはみ出さないように注意して下さい。
 2. カートへの乗車は、定員をお守りください。
 3. カートには自動停止装置が装備されていませんので、絶対にカート道路上に立ち止まらないでください。
 4. 同乗者の行動により事故が発生し、または事故を誘発した場合には、当該同乗者が被害者に対し損害賠償責任を負うものいたしますので、予めご了解ください。
 5. お客様が運転する場合は、普通自動車運転免許証を保有している方に限らせていただきます。酩酊などにより正常な運転が困難な方の運転は禁止させていただきます。又、運転中は携帯電話の使用は禁止させていただきます。
- 上記の注意事項を遵守せずに事故が発生し場合は、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。
6. カートの走行は原則、カート道路上のみをお願いいたします。なお雷鳴や地震時の避難および人命救助等の緊急時、またはカート道路が陥没等で走行不能な場合はこの限りではありません。

なお本ゴルフ場がお客様にセルフプレーをお願いする場合には、カートの運転者が運転責任者となり事故防止責任を負うものいたします。カート事故が発生した場合は、プレーを中止し、速やかにマスター室またはフロントまで連絡して下さい。事故が起きた場合の責任等につきましては、本ゴルフ場に故意または重大な過失がある場合を除き、運転者または同乗者に、事故により生じた損害を賠償する責任が生じますことを、予めご了解ください。

第 14 条（雷鳴、地震があった場合）

雷鳴があり危険を感じた場合は、本ゴルフ場の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、クラブハウスまたはコース内の売店（４カ所）へ避難してください。また、本ゴルフ場から退避勧告があった場合も速やかに避難対応をお願いいたします。地震があった場合も直ちにプレーを中止し、斜面の崩壊、その他施設の損壊にご注意ください。

第 15 条（火気使用の禁止および喫煙）

コース内及びクラブハウス内は、所定の場所での喫煙を除き禁煙とさせていただきます。（電子タバコを含む）マッチや煙草の吸い殻は、火を完全に消して所定の灰皿にお捨てください。携帯灰皿の使用はご遠慮ください。また、喫煙を除く火気の使用については、すべて禁止させていただきます。上記に違反した場合は、成約済みの契約を解除させていただき、本ゴルフ場の利用又は利用の継続をお断わりいたします。

第 16 条（持ち込みの禁止）

本ゴルフ場内には次の物を持ち込まないようお願いいたします。

1. 犬、猫、鳥類などの動物類
2. 著しく悪臭を放つ物
3. 鉄砲、銃剣類
4. 火薬、ガソリンなど発火又は爆発の虞がある物
5. 大音量を発する物
6. 飲食物
7. 高価な貴重品
8. その他、法令で所持を禁止されている物、他人に迷惑を与える物又は不快感を与える物

第 17 条（飲酒運転の禁止）

本ゴルフ場へのご来場時、およびお帰りの際は、絶対に飲酒運転を行わないでください。また、本ゴルフ場では、お帰りの際に車両を運転される方の飲酒および当該運転者へ飲酒を勧める行為も禁止させていただきます。本ゴルフ場内におけるカート等の運転につきましても飲酒運転は絶対に行わないでください。

第 18 条（禁止行為）

本ゴルフ場内では、飲酒運転のほか、次の行為を禁止いたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品の販売又は宣伝広告などの行為
3. プレーをしない方の本ゴルフ場施設、コース内への立ち入り（ただし、本ゴルフ場が特別に許可をした場合を除く）
4. 入れ墨（タトゥー）をしている、泥酔している、伝染病を患っているお客様のお風呂のご利用
5. 他人に迷惑又は不快感を与える行為などゴルフエチケットに反する行為
6. ゴルフのルールに反する行為
7. 商用目的の写真、動画の撮影、録音等（Web サイトへの投稿等を含む）は、本ゴルフ場の許可がない限り禁止します。なお、個人利用での写真、動画の撮影、録音につきましては、著作権および肖像権に十分配慮した上で行ってください。
8. レストランへの飲食物の持ち込み（本ゴルフ場の売店で購入した物は除く）

第 19 条（プレー終了後のゴルフクラブなどの確認）

1. プレー終了後は、お客様ご自身でゴルフクラブの種類および本数を確認の上、確認書へサインをお願いいたします。また、衣類などの所持品につきましても、お忘れ物がないようご注意ください。
2. 確認後にお引き渡しを完了したゴルフクラブおよび所持品は、紛失、毀損、種類の相違、本数不足などについて、本ゴルフ場に故意または重大な過失がある場合を除き、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 20 条（お忘れ物の処理）

お客様のお忘れ物につきましては、発見の日から 3 ヶ月間お預かりいたします。該当期間内にご連絡が来たお客様につきましては、プレー日および氏名、電話番号、お忘れ物の型式等の照合により自己の所有品と判明した後に、お渡しの手続きに入らせていただきます。お渡し方法は、お客様ご自身に来場いただき、身分証明書を提示の上、受取証にサインをしていただくか、着払いによる宅配便での送付に限らせていただきます。

代理の方がお忘れ物を引き取られる場合は、ご来場時に所有者の方へ確認のお電話をさせていただき、所有者の了解を得られた後にお渡しします。

お忘れ物が財布、携帯電話、アクセサリ、各種鍵類（車、バイク、家等）、現金、カード類、その他高価品等の貴重品の場合は、代理の方への引き渡しは承っておりませんので、予めご了解ください。

お渡しの際は、身分証明書等の本人確認が必要となります。また、貴重品の所有者が判明しない場合は速やかに警察に遺失物として届けさせていただきます。

該当期間内にご連絡がない場合、または所有者が判明しない、もしくは所有者の指示がない場合はお忘れ物の所有権を放棄したものとみなし、廃棄等の処理または処分するものといたしますので予めご了解ください。また、お忘れ物が消耗品や飲料、食品類その他衛生環境を損なう物につきましては、即日処分いたします。

第 21 条（ホールインワン、アルバトロスの証明）

ホールインワンやアルバトロスの証明は、キャディ付きプレーに限らせていただきます。証明には、当日同伴したキャディおよびプレーヤー全員の署名が必要となります。

セルフプレーの場合は確認が困難なため、証明できかねますので、予めご了解ください。

第 22 条（外国人利用者）

本ゴルフ場では、外国人のお客様のみでのご利用は原則ご遠慮いただいております。

ただし、会員が同伴される場合に限り、1 組につき 3 名様まで外国人のお客様のご利用が可能となります。

本ゴルフ場は、日本語での営業を行っていますので、日本語が理解できない外国人のお客様に対しては、安全確保やサービスの提供が難しくなるため、本約款のご説明を含めた会員からの言語などの対応サポートをお願いいたします。なお外国人のプレー中のマナーや禁止行為の遵守、支払い等に対しては同伴する会員がすべての責任を負うものとさせていただきますので、予めご了解ください。

第 23 条（サスペンデッド料金）

天災や天候不良などにより、プレーの継続が困難と判断した場合、本ゴルフ場は営業を中止することができます。また、お客様の体調に明らかな異変が見られた場合、本ゴルフ場の判断によりプレーの中止をお願いすることがあります。上記の理由などにより、プレーが途中で終了となった場合の料金は以下の通りとさせていただきます。

1. プレーが 9 ホール以内で終了した場合：プレー料金およびゴルフ利用税等はいただきません。
2. プレーが 9 ホールを超えていた場合：プレー料金の 50%とゴルフ利用税等を申し受けます。

第 24 条（損害の賠償責任）

お客様が、故意又は過失により本ゴルフ場の従業員又は施設や車両等に損害を与えた場合は、当該従業員又は本ゴルフ場に対して、損害を賠償していただきます。

第 25 条（損害賠償にかかる免責）

以下の各項目に該当するときは本ゴルフ場の故意または重大な過失がある場合を除き、本ゴルフ場は損害の賠償責任を負いません。

1. お客様が第三者に対し損害を与えたとき
2. お客様が損害を被ったとき

ゴルフクラブの盗難や損傷につきましても、高価または希少性の高いゴルフクラブをご使用のお客様はご自身での管理を徹底するようお願いいたします。

3. プレーヤー以外の方（本ゴルフ場が許可した入場者を含む）が傷害またはその他の損害を被ったとき
4. 貴重品ロッカーに保管した金銭、物品又は車両および車両内の物品について毀損、紛失、盗難等の損害を被ったとき
5. ロッカー又は浴室において、所持品の毀損、紛失、盗難などの被害を被ったとき
6. 本ゴルフ場内のスロープ、階段、給排水施設、スプリンクラー、カート道路、池、林等での事故、けが、損害等
7. その他お客様の故意または過失により発生した損害または被害

第 26 条（個人情報）

1. お客様の個人情報は、本ゴルフ場が別途定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り、安全かつ適正に管理いたします。
2. お客様の個人情報は、予約確認のご連絡、遺失物に関するご連絡、イベントのご案内など本ゴルフ場の運営業務に使用することがあります。

第 27 条（約款の改定）

本ゴルフ場は本約款の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、クラブハウス内掲示による公表や、その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとします。

本約款は令和 7 年 10 月 1 日から施行します。